

平成27年分

14-1
税務課
個人住民税

市民税

・ 県民税の申告と相談



平成27年分の市民税及び県民税（市・県民税）の申告と相談を2月5日（金）から2月15日（月）までは広沢・相生・川内・梅田・菱・境野公民館で、2月16日（火）から3月15日（火）までは、市役所6階の会議室で受け付けます。また、新里地区・黒保根地区においては左下の表のと

おり受け付けます。
なお、今年度から新里支所の日程が大きく変更になりましたので、お間違えの無いよう御注意ください。
問い合わせは、税務課市民税係（☎内線226）、新里支所市民生活課（☎742212）又は黒保根支所市民生活課（☎962111）へ。

相談場所＝市役所

期 日	場 所	時 間	対象地区
2月16日（火）～26日（金）	601～603会議室 （市役所6階）	9：00～17：00	桐生市内全地域
2月29日（月）～3月15日（火）	603～605会議室 （市役所6階）		

相談場所＝公民館

期 日	場 所	時 間	対象地区	
2月5日（金）	広沢公民館	9：00～16：00	桐生市内全地域	
2月8日（月）	相生公民館			
2月9日（火）				
2月10日（水）	川内公民館			
2月12日（金）	梅田公民館			9：00～12：00
	菱公民館			14：00～17：00
2月15日（月）	境野公民館	9：00～16：00		

日曜日の受付場所

期 日	場 所	時 間	対象地区
3月6日（日）	603～605会議室 （市役所6階）	9：00～12：00	桐生市内全地域
	新里総合センター 第1会議室		
	黒保根支所 第2会議室		

申告の前に準備を

申告・相談会場は、混雑が予想されますので、申告用紙には、必ず住所、氏名、職業、電話番号など、必要事項をあらかじめ記入いただきますようお願いいたします。

申告が必要な人

市・県民税の申告が必要な人は、平成28年1月1日現在市内に居住している人です。ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得者で年末調整が正しく済まされた給与支払報告書が勤務先から市役所に提出された人で、その他の所得がない人は、申告する必要はありません。申告用紙は、前年の状況により、申告が必要と思われる人に郵送します。申告が必要な人で、1月末日までに申告用紙が郵送されなかった場合には、税務課へ御連絡ください。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除を受ける人は、1年目は税務署へ確定申告書を提出してください。

い。2年目以降については、給与所得者で年末調整により控除されている人は、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されていれば、手続きの必要はありません。ただし、給与支払報告書や確定申告書に住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日などの記入がないと、市・県民税から控除できない場合があります。また、所得税の住宅借入金等特別控除の対象となつた人で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の市・県民税において住宅借入金等特別控除が適用されます。

後期高齢者医療保険料口座振替納付済通知書を郵送します

平成27年後期高齢者医療保険料口座振替納付済通知書を1月中旬に郵送します。

この通知書には、平成27年1月から12月までに口座振替により納付した保険料額が記載されています。確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。

年金の源泉徴収票を郵送します

老齢年金を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が郵送されます。この源泉徴収票には、昨年1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、この源泉徴収票が必要になりますので、大切に保管してください。

1月31日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失した場合には、年金証書を持参の上、桐生年金事務所で再発行の手続きをしてください。

なお、遺族年金、障害年金には税金が掛かりませんので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。

詳しいことは、桐生年金事務所（☎44-2311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

相談場所＝新里支所

期日	場所	時間	対象地区
2月16日(火)	新里総合センター 第1会議室	9:00～16:00	桐生市内 全地域
2月17日(水)			
2月18日(木)			
2月19日(金)			
2月22日(月)			
2月23日(火)			
2月24日(水)			
2月25日(木)			
2月26日(金)			
2月29日(月)			
3月1日(火)			
3月2日(水)			
3月3日(木)			
3月4日(金)			

相談場所＝黒保根支所

期日	対象地区	時間	場所
2月16日(火)	涌丸下・上	9:00～16:00	黒保根支所 第2会議室
2月17日(水)	田沢下		
2月18日(木)	田沢中・上		
2月19日(金)	清水		
2月22日(月)	柏山上・鹿角・高檜・ 楡沢		
2月23日(火)	柏山下		
2月24日(水)	出合原・前田原		
2月25日(木)	川口・城・本宿		
2月26日(金)	水沼下・八木原		
2月29日(月)	水沼上・津久瀬		
3月1日(火) ～15日(火)	桐生市内全地域	9:00～12:00	

確定申告に関するお知らせ

インターネットで確定申告を

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税（復興特別所得税）・個人消費税・贈与税の確定申告書や青色決算書などが作成できます。
- ・自動計算で計算誤りの心配がありません
- ・24時間いつでも作成可能です
- ・提出書類のチェックも簡単です
- ・全ての申告書用紙などもその場で入手可能です
- ・郵送などで提出すれば、混雑する申告会場で待つ必要がありません
- ◇さらに便利な「e-Tax」インターネットを御利用ください
 - ・国税電子申告・納税システム「e-Tax」を利用すれば、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などのデータをインターネットを利用して提出（送信）することができます
 - ・24時間いつでも提出できます

- ・添付書類などの提出省略になります
- ・還付が迅速です
- ・混雑する申告会場で待つ必要がありません

◇まずはホームページを御覧ください

初めて「e-Tax」を利用する場合には、事前準備が必要となります。

詳しい利用方法などは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で御確認ください。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。

確定申告書の作成時

消費税率改正による記入誤りに御注意を

平成26年4月1日から消費税率が5パーセント（内、地方消費税1パーセント）から8パーセント（内、地方消費税1・7パーセント）に変更されました。平成27年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するにあたり、税率の誤りがないように御注意ください。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。

訂正とおわび

広報きりゅう12月号の9ページに掲載した「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の記事において、ワンストップ特例制度が適用されない期間に誤りがありました。正しくは、平成27年1月1日から平成27年3月31までの間にふるさと納税をした人となります。おわびして訂正します。

所得税の確定申告をされる全ての人へ 復興特別所得税額の記載をお忘れなく

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1パーセントの税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎22-3121）へ。

公的年金などを受給されている人へ

確定申告不要制度のお知らせ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合、確定申告書の提出が必要です。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている人は、この制度は適用されません。

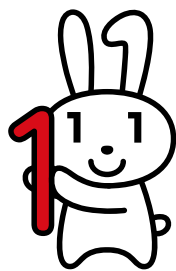
問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎22-3121）へ。

スーパープレミアム商品券 使用期限をお忘れなく

1月31日（日）まで

8月17日より利用されてきた「桐生市スーパープレミアム商品券」の使用期限は、1月31日（日）までとなっています。期限を過ぎた商品券は無効となり、使用できなくなりますので、十分に御注意をお願いします。

未使用の商品券をお持ちの方は、今月中に御使用ください。問い合わせは、産業政策課 商業・金融係（☎内線563）又は桐生商工会議所（☎451201）へ。



マイナンバー 個人番号カードの交付を開始

1月から

申請した人に順次、交付通知書を郵送しますので、届いた人は所定の交付場所へおいでください

※個人番号カードの申請方法は、通知カードと同封の「個人番号カード交付申請のご案内」を御覧ください。

本人確認書類

① 次のうち1点	住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など
① をお持ちでない人	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証などから2点

マイナンバーの個人番号カードは、申請された人から順次、国から市に送付されます。市では、個人番号カードの交付準備ができ次第、交付通知書をお送りします。交付通知書が届いた人は、所定の交付場所へおいでください。本人確認の上、個人番号カードを交付します。

なお、交付の際には個人番号カード用の暗証番号の入力が必要になります。

○お持ちいただくもの

- ・交付通知書(はがき)
- ・通知カード(回収します)
- ・本人確認書類(左表のとおり)

・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ回収します)
御本人が、病気、身体の障害、その他のやむを得ない場合により交付場所にお越しになることが難しい場合に限る、代理人にカードの受け取りを委任できます。この場合、右記の「お持ちいただく

もの」のほか、次のものも必要になります。

- ・代理人の本人確認書類(左表のとおり)
- ・御本人がお越しいただくことが困難であることを証する書類(診断書、施設などに入所している事実を証する書類など)

なお、交付通知書(はがき)の委任状欄に御記入もお願いいたします。

〈交付場所〉

- ※居住する場所により異なります。
- ・桐生地区Ⅱ臨時窓口(市役所2階)
- ・新里地区Ⅱ新里支所
- ・黒保根地区Ⅱ黒保根支所

交付場所については、希望により変更できます。ただし交付希望日の3業務日前までに電話で市民課(☎内線245・246)へお申し込みください。

問い合わせは、市民課住民係(☎内線245・246)へ。

マイナンバー制度に便乗した 詐欺に御注意を

マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や県、市の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。

万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センターなどに御相談ください。

桐生市消費生活センター(保健福祉会館4階、☎401112)

消費者ホットライン(☎188) ※全国共通のこの電話番号から電話をかけると身近な消費生活センターにつながります。

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他のマイナンバー制度の問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)で受け付けています。

マイナンバー通知カードの戻りは 市民課でお預かりしています

マイナンバーの通知カードが住民票の住所地に世帯ごと簡易書留で配達されています。

不在などの理由で郵便局での保管期限内に受け取ることができなかつた場合、又は郵便局に郵便物の転送届を出されている場合、通知カードは、郵便局から市役所に戻されます。通知カードが届いていな

い人は、マイナンバー準備室(☎内線247・280)までお問い合わせください。

※通知カードに記載してあるマイナンバーは、税・雇用保険、医療保険などの社会保障などにおける各種手続きで必要となりますので、通知カードは大切に保管してください。

問い合わせは、市民課住民係(☎内線245・246)へ。

山の自然を学ぶ講座を 開催します

1月31日(日)

身近な森林環境を知ってもらうため「森林環境の豊かさとは？生物多様性の重要性」と題し、講座を開催します。地域のシンボリックな植物カッソウの最新研究結果を交えながら、生き物たちの多様性の重要性や多様性がもたらす恩恵などを学びます。

期日 1月31日(日)
時間 午前10時～午後3時
場所 自然観察の森ネイチャーセンター
募集人数 30人(先着順)
申し込み 1月15日(金)から電話で環境課(☎内線



318)又は自然観察の森(☎656901)へ。
問い合わせは、環境課放射線対策・環境係(☎内線318)へ。

認知症サポーター養成講座

1月21日(木)

認知症サポーターは、御本人への理解と支える家族とともに、見守り、声掛け、職場(商店や銀行などの窓口)での適切で親切な対応を行うなど、その活動は様々です。この認知症サポーターを養成する公開講座(年1回)を開催します。受講した皆さんには、認知症サポーター証となるオレンジリングを配布します。

期日 = 1月21日(木)

時間 = 午後7時～8時30分

場所 = 市民文化会館スカイホール 講師

- ・医療法人^{えはら}頼原会東毛敬愛病院院長^{としと}頼原^{アンド}禎人さん
- ・認知症予防&サポート研究所アンクル代表理事河村俊一さん

募集人数 = 200人(先着順)

申し込み = 1月7日(木)から電話で長寿支援課(☎内線587・588)へ。

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係(☎内線587・588)へ。

平成27年度 第2回・第3回 桐生観光大学

おもてなしの心を培うことを目的としています。

第2回・第3回は、国を挙げて取り組んでいる訪日外国人旅行者の受け入れ(インバウンド事業)や群馬県の観光施策から、桐生市の現状や可能性について学び、まちづくりに活かしていく講座を開催します。当日は、直接会場へお越しください。

第2回

期日 2月8日(月)

時間 午後7時～8時30分

場所 市民文化会館スカイホールB

講師 群馬県観光物産国際協会観光部部長の志村貴司さん
題目 群馬県のインバウンド外国人に好まれるまちになるために

第3回

期日 3月3日(木)

時間 午後7時～8時30分

場所 市民文化会館スカイホールA

講師 ぐんま総合情報センター ぐんまちゃん家所長の宮崎信雄さん
題目 群馬県から見た桐生観光 桐生市の可能性

問い合わせは、観光交流課観光・物産係(☎内線366)へ。

「ブックスタート」ボランティア養成研修会

絵本の読み聞かせを通して絵本を開く楽しさと、親子の触れ合いの大切さを優しく語り、伝える「ブックスタート」ボランティアの養成研修会を行います。

市では「ブックスタート」を平成21年から7か月児健康診査時に市内に生まれた赤ちゃんを対象に実施しています。「ブックスタート」では、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験とともに親子の心が触れ合うきっかけ作りをしています。

赤ちゃんや絵本が好きな人の申し込みを是非、お待ちしております。

期日 1月29日(金)

時間 午後1時30分～3時30分

場所 中央公民館403号室

募集人数 60人(先着順)

申し込み 1月6日(水)から28日(木)までに電話で図書館(☎474341)へ。

広沢水源地跡地を 公募売却します

企画・価格提案により選定



広沢水源地跡地について、桐生市の最重要課題である人口減少対策や産業振興などの推進を図ることを目的に、価格競争のみでなく、企画提案の公募により、優秀な事業者に売却します。

面積 2万2494・14平方メートル
用途地域 第1種住居地域
選定方法 企画提案及び価格提案
申し込み 2月16日(火) 午後2時(金) までに申込書を
市役所2階の水道局総務課に提出してください。実施要領及び申込用紙は水道局総務課で配布しているほか、市のホームページにも有ります。
問い合わせは、水道局総務課庶務係(☎内線323)へ。

広報きりゅうに 広告を掲載しませんか

平成28年度発行の広報きりゅう(4月号)平成29年3月号)に掲載する事業所や商店などの広告を募集します。

掲載場所・料金・規格

▼中ページに掲載
1号広告 3万780円(縦4・5×横17・8センチメートル)
2号広告 1万5336円(縦4・5×横8・8センチメートル)

裏表紙に掲載

3号広告 4万1040円(縦4・5×横17・8センチメートル)
各広告はページの下段に掲載

載します。

広告枠の掲載数 毎号の広告枠は、1号広告は、おおむね2枠(2号広告の場合は、おおむね4枠)、3号広告は1枠です。

※市政記事が多い場合などは掲載できないこともあります。

申し込み 2月1日(月)から、市役所2階の情報政策課で受け付けますので、申込書に広告原稿を添えて、お申し込みください。

申込用紙は情報政策課及び市ホームページに有ります。申し込み空きがある場合は、掲載を希望する号の発行日の1か月前を期限に、随時受け付けます。

問い合わせは、情報政策課 広報広聴係(☎内線506)へ。

児童虐待かも… と思ったら

☎189(全国共通ダイヤル)

24時間対応します

電話は、お近くの児童相談所につながり専門家が対応します。子供に対する暴行による身体的虐待、言葉による心理的虐待、食事を与えないなどの育児放棄、性的虐待、虐待かもと思ったら悩まずに児童相談所全国共通ダイヤル(☎189)、東部児童相談所(☎0276-31-3721)に通告、相談をしてください。

猫の飼い主の皆さんへ

屋外での猫の放し飼いは、交通事故、猫同士のけんか、ウイルス感染など様々な危険が伴います。また、鳴き声や、他人の庭での排泄は、近隣住民からの苦情の原因にもなります。

猫を危険から守るためにも、近隣住民に迷惑を掛けないためにも屋内で飼いましょう。

問い合わせは、市民生活課男女共同参画推進・生活係(☎内線317)へ。

宝くじの収益をまちづくりに生かす

公益財団法人群馬県市町村振興協会では、市町村振興宝くじの交付金などを財源として、「魅力あるコミュニティ助成事業」を行っています。この助成事業を利用し、次のとおり防災や集会施設のための備品を購入しました。



第22区自主防災会
防災倉庫・防災備品整備

■防災倉庫・防災備品整備＝黒保根町(第22区)自主防災会

■集会所のエアコン整備＝第10区自治会



第10区自治会
集会所のエアコン整備

問い合わせは、企画課企画係(☎内線524)へ。

奨学資金の申し込みを 受け付けます

申し込みは、2月26日（金）まで

平成28年度分の奨学資金の申し込みを受け付けます。
対象は、市内に住所がある世帯の人で、大学・短大・高専・高校・専修学校（修学年数2年以上）に在学中か入学予定でありながら、経済的理由で修学が困難な人です。
資金金額は下の表のとおりで、年3回に分けて申請者の口座へ振り込みます。
奨学資金は無利子で、卒業の翌月から貸付年数の2倍に相当する期間内に、返済していただきます。
申し込みは2月1日（月）から26日（金）までに申請書を市役所4階の教育委員会総務課庶務係へ。
申請用紙は同課のほか、新里・黒保根公民館に有ります。問い合わせは、教育委員会総務課庶務係（☎内線643）へ。

区分		貸付金額（年額）
大学生		408,000円
短期大学生		300,000円
高等専門学校生		180,000円
高校生		96,000円
専修学校生	高等課程	96,000円
	専門課程	300,000円

不妊治療費助成事業 申請はお済みですか

今年度行った治療の申請は
3月31日（木）までです

医師が認めた不妊治療費の一部を助成しています。なお、治療の通算回数が平成27年度から3回から5回に変更になりました。
対象＝申請日の1年以上前から市内に居住し、医療保険に加入し、市税の滞納のない人。
助成金額＝保険診療一部負担金と保健適用外医療費の2分の1。ただし、群馬県不妊に悩む人への特定治療支援事業に該当する場合は、対象医療費総額から県の助成額を差し引いた額の2分の1で、10万を上限とし、同じ年度内に1回、通算5回までです。
期間＝治療した年度ごとの申請です。今年度行った治療については3月31日（木）までに申請してください。
問い合わせは、健康づくり課（☎47-1152）、新里保健センター（☎74-5550）、黒保根保健センター（☎96-2266）へ。

定時制課程（再募集及び追加募集する場合があります）

	桐生商業高校 ☎44-2477	桐生工業高校 ☎22-7141
相談会	2月10日（水）、 3月16日（水） 18:00～20:00	2月1日（月）・2日（火） 18:00～20:00
願書受付	2月25日（木）9:00～16:00 2月26日（金）9:00～12:00	
入学検査	3月8日（火）	

通信制課程

	桐生女子高校 ☎32-2181
相談会	2月7日（日）10:00～12:00 ※2月1日（月）より願書・作文用紙配布
願書受付	3月10日（木）～30日（水）9:00～16:00 3月31日（木）9:00～12:00 ※土、日、祝日は除く
入学検査	願書受付時に実施します

平成28年度

定時制・通信制課程

入学相談会と入学検査

桐生商業高校、桐生工業高校の定時制課程及び桐生女子高校の通信制課程について入学相談会と入学検査を実施します。
検査内容は、作文と面接で、応募資格は、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した人です。
編入学の場合は検査日などが異なります。
問い合わせは、各高校へ。